

3-ウ 土砂等発生元証明書

第5号様式(第5条、第10条関係)

「愛知県再生資源の適正な活用に関する要綱」に規定する建設汚泥改良土、再生路盤材、再生路床材又はこれらと同等な産業廃棄物の再生品や「あいくる材」等を土砂等とする場合の記入例。

土砂等発生元証明書

〇〇年 〇月 〇日

株式会社〇〇

取締役社長 〇〇 様

販売者から「特定事業の計画に係る届出書」の届出者への土砂等発生元証明書となります。

発生元事業者

住 所 C市C町C番地

氏 名 Cリサイクル株式会社

代表取締役 ※※

(名称及び代表者氏名)

電 話 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

販売者から購入した建設汚泥改良土（再生路盤材・再生路床材）搬入する土砂等が次の~~工事現場から採取された（発生する）土砂等~~であることを証明します。なお、これらの土砂等は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項に規定する廃棄物ではありません。

土砂等の採取場所の所在地 製造販売事業所	C市C町C番地	
土砂等が建設工事等により発生した場合にあっては、建設工事等の概要 製造販売事業所	工事名 製品名	改良土（15-0）
	発注者 製造販売事業者	Cリサイクル株式会社 代表取締役※※
	工事施工期間	
当該特定事業区域への土砂等の搬入予定量	6,000m ³	
今回の証明に係る土砂等の量	6,000m ³	
発生土砂等の区分	建設汚泥改良土	
発生土砂等運搬契約者	住所 C春日井市△△町△番地	
	氏名 △△運送株式会社 取締役社長 △△	
特定事業届出業者	住所 C春日井市〇〇町〇番地	
	氏名 株式会社〇〇 取締役社長 〇〇	

備考

1 概要

この記入例は、建設発生土ではなく、「愛知県再生資源の適正な活用に関する要綱」第7に基づいた、届出を審査するための基準である「愛知県再生利用指針」の個別事例 **(2) 再生路盤材、(11) 建設汚泥改良土及び(16) 再生路床材**における生活環境保全上の条件及び規格等を満たす産業廃棄物の再生品（土砂等として使用できる用途に限る。以下、「再生品」という。）や「愛知県リサイクル資材評価制度実施要領」に係るリサイクル資材（土砂等として使用できる用途に限る。以下、「**あいくる材**」という）等を使用する場合の例です。

再生品等の製造販売事業者に対し、この記入例を参考にし「土砂等の発生元証明書」の発行を依頼してください。

なお、「土砂等搬入届出書」には、「土砂等発生元証明書」の写しを添付し、原本は保管してください。

2 記入要領（再生品等を使用する場合）

(1) 添付資料

・再生品

土砂等として使用する建設汚泥改良土等が、愛知県再生資源の適正な活用に関する要綱第3の規定により愛知県へ届け出されている場合には、「土地の履歴調査報告書」、「試料採取調書」及び「有害物質分析結果証明書」の添付を省略できる場合があります。

製造販売事業者に対し、愛知県へ届出した「**再生資源の適正な活用に関する届出（変更届出）**」の写しの提供と「土砂等発生元証明書」の発行を依頼し、土砂等搬入届出書に添付し提出してください。

・あいくる材

あいくる材についても、再生品と同様に添付書類を省略できる場合があります。「土砂等発生元証明書」を製造販売事業者に発行を依頼してください。

あいくる材として認定されていることが分かる書類を「土砂等発生元証明書」とともに土砂等搬入届出書に添付し提出してください。

・土質改良プラントからの建設発生土の改良土

土質改良プラントから購入等した建設発生土の改良土により埋立てを行う場合、同プラントの改良土を対象とした過去1年以内の溶出基準全項目の計量証明書の写しの添付することで再生品と同様に書類の添付を省略できる場合があります。

土壌改良プラント事業者が製造販売事業者として「土砂等発生元証明書」の発行を依頼し、上述した過去1年以内の溶出基準全項目の計量証明書の写しとともに土砂等搬入届出書に添付し提出してください。

・鉱業法により認可を受けている事業場（鉱山）内の地山で採取される土砂等

鉱業法により認可を受けている事業場（鉱山）内の地山で採取される土砂等についても再生品と同様に書類の添付を省略できる場合があります。ただし、認可により採掘目的の鉱物がこの条例に規定する有害物質に該当しない場合に限りです。また、同鉱山内の地山で採取された土砂等を対象とした過去1年以内の土壌等溶出基準の全項目の計量証明書の写しの添付が必要です。

認可を受けている鉱山であることが分かる書類、認可を受けている鉱物が分かる書類及び同鉱山内の地山で採取された土砂等を対象とした過去1年以内の土壌等溶出基準の全項目の計量証明書の写しを、鉱山の事業者を製造販売事業者とした「土砂等発生元証明書」とともに土砂等搬入届出書に添付し提出してください。

(2) 記入事項

ア 土砂等の製造販売事業所の所在地

建設汚泥改良土等を製造販売する事業所の所在地を記入すること。

なお、製造と販売の事業所が異なる場合は、両事業所の所在地を記入すること。

イ 製造販売事業所

建設汚泥改良土の場合、製品名及び製造販売事業者の名称を記入すること。

なお、製造と販売の事業所が異なる場合は、両事業所の名称を記入すること。

ウ 当該特定事業区域への土砂等の搬入予定量

特定事業の搬入計画の届出に係る特定事業区域への土砂等の搬入予定量のうち、当該製造販売事業者から購入する建設汚泥改良土等の予定量を記入すること。

エ 今回の証明に係る土砂等の量

当該証明に係り搬入する建設汚泥改良土等の量を記入すること。

オ 発生土砂等の区分

再生路盤材、建設汚泥改良土、又は、再生路床材と記入すること。

カ 発生土砂等運搬契約者

搬入元から運搬する業者を記入すること。

キ 特定事業届出業者

特定事業の計画に係る届出書（第6号様式）の届出者を記入すること。

3 添付書類

- ☐ （「愛知県再生資源の適正な活用に関する要綱」第7に基づいた再生品を土砂等として埋立て等する場合）

再生品製造販売元事業者が愛知県へ届出した「再生資源の適正な活用に関する届出（変更届出）」の写し。

- ☐ （「愛知県リサイクル資材評価制度実施要領」に係るリサイクル資材（土砂等として使用できる用途に限る。）を土砂等として埋立て等する場合）

あいくる材として認定されていることが分かる書類。

- ☐ （土質改良プラントからの建設発生土の改良土を土砂等として埋立てを行う場合）

同プラント改良土を対象とした過去1年以内の溶出基準全項目の計量証明書の写し。

- ☐ （鉱業法により認可を受けている事業場（鉱山）内の地山で採取される土砂等により埋立て等を行う場合（ただし、認可により採掘目的の鉱物がこの条例に規定する有害物質に該当しない場合に限る。））

認可を受けている鉱山であることが分かる書類、認可を受けている鉱物が分かる書類及び同鉱山内の地山で採取された土砂等を対象とした過去1年以内の土壌等溶出基準の全項目の計量証明書の写し。